

風しんの届出基準

○風しんは、全数把握の五類感染症です。届出基準に合致する風しん症例は、感染症法第12条第1項の規定による届出を**直ち**に行う必要があります。

届出基準

診察あるいは検案した医師の判断により、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、下記の届出に必要な要件を満たすと診断したもの（患者、感染症死亡者の死体）

【届出のために必要な要件】

ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

【届出に必要な臨床症状】

- ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹
- イ 発熱
- ウ リンパ節腫脹

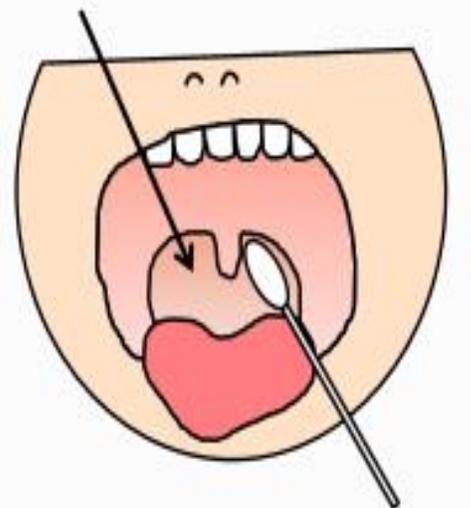
【届出に必要な病原体診断】

- 検査材料：咽頭拭い液、血液、髄液、尿
 - ・分離・同定による病原体の検出
 - ・検体から直接のP C R法による病原体の遺伝子の検出
- 検査材料：血清
 - ・抗体の検出（I g M抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）

風しんを疑う症例は、原則として全例検査診断を行います。
風しんを疑う場合は、事前に保健所へご連絡ください。
また、検体採取にご協力ください。

検体採取(咽頭拭い液)

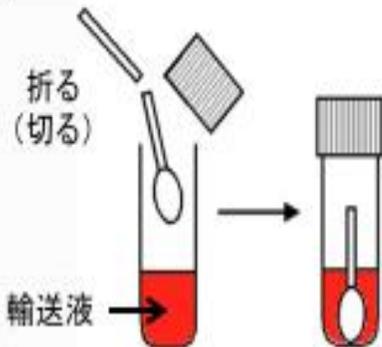
咽頭後壁



滅菌綿棒で
しっかり拭う



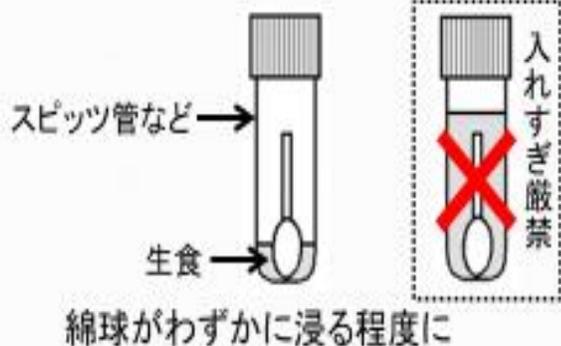
ウイルス輸送液がある場合



折る
(切る)

輸送液

生理食塩水しかない場合



スピッツ管など

生食

入れすぎ厳禁

綿球がわずかに浸る程度に

検体採取(全血及び尿)

全血

尿

抗凝固剤 : EDTA等(ヘパリン以外)

容量 : 10 mL程度

容量 : 3~5 mL



採血管(EDTA)



25 mL遠心管



15 mL遠心管

検体採取にご協力をお願いします

※岡山県環境保健センター木田部長作成資料より抜粋

麻しん風しんを疑う際、保健所への検体提出は

①咽頭拭い液 ②全血 ③尿の3点セットが基本